

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」(以下、「ごみ屋敷」という。)問題に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」(平成28年12月1日施行)(以下、「条例」という。)に基づき、対策を進めています。

1 「ごみ屋敷」の件数及び排出支援の状況について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

また、条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、堆積の状態等に応じて複数回に分けて実施するなど区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。

表 年度別把握・解消件数

	28年度	29年度	30年度	累計
前年度継続件数	—	67件	70件	—
新規把握件数	93件	50件	33件	176件
解消件数	26件	47件	40件	113件
(排出支援による解消)	(8件)	(20件)	(27件)	(55件)
未解消件数	67件	70件	63件	63件

(30年度の各区内訳は裏面に記載)

2 措置の実施について

支援を基本とした対応だけでは解消が困難な場合に、指導・勧告を行います。勧告したにもかかわらず、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、命令・代執行を行います。

- 条例第7条第1項に基づく文書指導を計3回実施

3 振り返り

- 福祉部門と環境部門との連携が強化され排出支援が円滑に実施できるようになったこともあり、把握した「ごみ屋敷」の約6割が解消しました。
- 取組を進める中で、精神症状、身体症状の悪化をきっかけに「ごみ屋敷」になる場合が多いこと、また、「ごみ屋敷」状態になると、経済的困窮、地域からの孤立、引きこもり、家族関係の不和などの課題が生じていることが分かってきました。
- 従来の高齢者、障害者、児童といった対象者別の把握方法とは異なり、ごみ問題を入口として把握することで、将来、生活上の課題が深刻化、表面化する可能性がある人の把握につながっています。
- 引き続き、健康課題や疾病予防、さらには地域課題の視点から捉え直し、公的支援だけではなく、地域のつながりづくりなど、地域福祉保健を推進するための活動等も連動させながら取り組みを進めていきます。

(裏面あり)

平成30年度 各区の「ごみ屋敷」の件数について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	年度当初	新規把握	合計	近隣への影響が解消した	年度末
全市合計	70	33	103	40	63

【各区の詳細】

鶴見	4	2	6	3	3
神奈川	5	12	17	9	8
西	5	1	6	1	5
中	11	2	13	5	8
南	6	2	8	3	5
港南	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	3	0	3	0	3
旭	7	0	7	1	6
磯子	3	0	3	1	2
金沢	7	5	12	5	7
港北	5	2	7	4	3
緑	4	1	5	1	4
青葉	2	0	2	2	0
都筑	3	1	4	3	1
戸塚	3	2	5	2	3
栄	2	1	3	0	3
泉	0	2	2	0	2
瀬谷	0	0	0	0	0